

# ネットワーク・きゅうしゅう Network Kyushu

2011,4,16

第 38 号

CONTACTADDRESS:c/oMinoshimaPastralCenter 2-5-31,Minoshima,Hakata-ku,Fukuoka#812-0017

発行:移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先:〒812-0017 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内

TEL : 090-8838-8595 FAX :093-293-3516 E-Mail : 9syunet@gmail.com

ホームページアドレス:<http://www.asahi-net.or.jp/~na5r-wkmt/>

郵便振替:01750-4-46468 口座名:九州ネット



## CONTENTS 目次 もくじ CONTENIDO

- 福岡入国管理局への質問と回答 .....P2
- 天草市の縫製企業の中国人女性技能実習生訴訟の報告..... P7
- 紡績工場の中国人女性技能実習生訴訟の報告 ..... P8
- 北九州でのフィリピン人協会の結成 .....P10
- 全国ネットの報告 .....P12
- コミュニティ通訳は誰のためのもの? .....P14
- 福岡市の小学校における多文化の子どもたちの学習保障について・・P15
- 大村入国管理局センターを訪ねて .....P17

2010年2月25日に行った福岡入管との意見交換会の報告については、前37号で全部を報告できませんでしたので、今号で報告します。次回の意見交換会は来年2月頃になる予定です。

## I 質問事項

### 1. 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数や認定件数

- ① 出国命令制度により出国した外国人は何人いますか。

『昨年回答』 2007年 53名 2008年 39名(引き継ぎベース)全員出国しています。

『今年の回答』 2008年 39名 2009年 29名

- ② 在留資格取消がなされた外国人は、何人いますか。

『昨年回答』 2007年 1名(虚偽申告) 2008年 6名

『今年の回答』 2009年 2名

- ③ 難民認定申請件数及び難民認定件数は、何件ありましたか。

『昨年回答』 2007年認定申請、認定件数とも0件

2008年 認定申請 3件 認定件数 0件

『今年の回答』 2009年 認定申請件数 4件 認定件数 0件

### 2. 個人識別情報の提供義務化

- ① 上陸審査時における外国人の指紋や顔写真など、個人識別情報の提供義務化が2007年11月20日から施行されるようになりました。個人識別情報提供義務化により2009年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続をとった者の人数をお答え下さい。

『昨年回答』 法務省入国管理局の全国ベースの統計(2007年11月20日から2008年11月20日)個人識別情報提供義務化により上陸を拒否された者 846名、退去を命ぜられた者 748名、退去強制の手続をとった者 98名

『追加説明』 個人識別情報提供による統計情報は、法務省入国管理局により全国統計のみ公表し、各地方局毎に公表していません。なお、「テロリスト等」により退去強制手続を執ったものはありません。「指名手配者」についての統計が存在しないこともありますが、警察など他の機関へ通報することもあり、必ずしも上陸拒否するとは限りません。

『今年の回答』 全国ベース 2009年11月20日～2010年12月31日まで 個人識別情報提供義務化により上陸を拒否された者 2412名、退去強制の手続を取った者 140名

- ② 2009年中に福岡入管管内で免除対象者でないにもかかわらず、個人識別情報の提供を拒否して退去強制を命じられた外国人の数は何人ですか。

『昨年回答』 2008年 1名

『今年の回答』 2009年 0名

### 3. 外国人登録及び外国人労働者届出義務化と入管による摘発

在留資格のない外国人が、市町村の窓口で外国人登録を行った場合、市町村から入管に必ず報告がなされますが、外国人登録の情報をもとに入管が摘発したケースは、2008年、2009年中に何件ありましたか、また、入管単独の場合と、警察と合同しての摘発の場合の件を明らかにしてください。

『昨年回答』 2005年までは統計を取っていない。2006年以降は統計を取るようになったが、該当者なし、2007年 該当者なし、2008年2件(警察合同)

『今年の回答』 2008年2件(警察合同) 2009年 0名

#### 4.行政訴訟、裁決の見直しについて

在留特別許可を認めない裁決を行い、退去強制令書が発付された事例のなかで、入管側が裁判で敗訴しその判決が確定して在留特別許可を付与した事例、裁判中に和解、あるいは訴訟の取り下げにより在留特別許可を付与した事例、裁判以外に、それぞれ福岡入管の2009年の事例で何件ありましたか。

『昨年回答』 2008年に入管側が裁判で敗訴しその判決が確定して在留特別許可を付与した事例 0件  
裁判中に訴訟の取り下げにより在留特別許可を付与した事例 0件

『今年の回答』 2009年 該当者なし

#### 5.E-メール通報制度による摘発

法務省は2004年2月よりE-メールによる通報制度をおこなっていますが、このE-メール通報制度により、通報の対象者が福岡入管内在住の場合に連絡を受けて摘発をしたケースは、2009年中何件ありましたか。

『昨年回答』 2007年 5件 5名、2008年 1件を摘発しました。

『今年の回答』 2009年 1件 1名

#### 6.人身売買の被害者の保護について

人身取引(トラフィッキング)の外国籍の被害者が入管難民認定法違反者で退去強制対象者の場合にも、在留特別許可を付与し、被害者保護として特別な配慮するとしています。福岡入国管理局は、人身売買の被害者の保護として、入管難民認定法の運用においてどのような配慮がおこなわれてきたかを知りたく以下の質問をします。

① 2009年の「興行」の在留資格者の退去強制者数を教えてください。

『昨年回答』 過去2年間に「興行」の在留資格で退去強制された人数 2006年 298名  
2007年 76名 2008年 19名

『今年の回答』 2009年 2名

② 2009年で人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡入管内でそれぞれ何名いましたか。国籍別の内訳も教えてください。

『昨年回答』 2008年 全国 28名(うち福岡管内3名) タイ 18名(うち福岡管内3名)  
フィリピン6名 中国・台湾 3名 韓国 1名 バングラデッシュ 1名

『今年の回答』 2009年 全国ベース 20名 福岡管内 0名

タイ 8名 フィリピン 10名 中国・香港 1名 中国 1名

③ 2009年に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、そのうち長期の滞在や定住を可能とする在留資格の取得が認められた人数は何名いましたか。

『昨年回答』 2008年 在留特別許可 17名(タイ 13名 フィリピン 2名 韓国 1名 バングラデッシュ 1名) 在留資格別の統計は公表していません。

『今年の回答』 2009年 11名

タイ 6名 フィリピン 4名 中国 1名

#### 7.研修生・技能実習生に関する質問

① 福岡入管内で、外国人研修生や技能実習生を受入れている企業や団体で、入管から不正行為の認定を受け3年間の受入停止措置を受けた団体、不正行為に順ずる行為があったとして改善指導を受けた団体は、2007年から2009年の過去3年間に、団体監視型の第一次受入機関、第二次受入機関、単独型でそれぞれいくつありましたか。

『昨年回答』 福岡入管管内についての件数及びその内訳については公表していません。全国で不正行為に認定された件数は、2003年 92件 2004年 210件 2005年 180件 2006年 229件 2007年 449件

『今年の回答』 全国ベース 2008 年 452 件

- ② 福岡入管内で、入管から不正行為の認定を受けた団体が、調査開始から処分を受けるまでの期間はおよそどのぐらいの期間を要するのですか。

『昨年回答』 調査を要する時間については、個々の事案ごとに異なるため調査期間について具体的に申し上げることはできませんが、いずれの事案についても厳格な対応を行っています。

『今年の回答』 昨年と同じ

## 8.改正DV防止法の施行に伴う入管の対応について

- ① 入国管理局におけるDV事案の認知件数について、2008年7月以降より法務省として統計を公表するようになりました。(総数 26 件、期間更新等 15 件、退去強制手続き 8 件、相談のみ 3 件) 2008 年と 2009 年中の福岡入管管内で、DV事案の認知件数の総数とその内訳(期間更新等、退去強制手続、相談のみ)を教えてください。

『昨年回答』 福岡入管管内 1 件 国籍フィリピン 期間更新

『今年の回答』 2008 年 1 件 (フィリピン 期間更新)

2009 年 8 件 (フィリピン 5 件 中国 3 件)

期間更新 5 件 相談 3 件

- ② 日本人夫からのDVにより別居中の外国籍女性と子ども(日本国籍)にとって女性の母国に避難する場合、新たに子どもの日本人としてのパスポートを取得することが難しくなっています。2重国籍が認められる場合、子どもは母親の国のパスポートを取って出国する場合があります。この際の出国を入管は出国を差し止めることがありますか。

日本人の子どもが外国人として出国したことを、夫側に情報提供することがありますか。もし事前に夫側から入管に子どもの出国を認めないでくれと依頼されたら、入管は出国を認めないということがありますか。

『今年の回答』 日本人であれば日本旅券で出国するのが原則ですが、やむを得ない事情で日本旅券を所持していない場合、有効な外国旅券と本人の戸籍謄本があれば、外国旅券に日本人として出国資格を認めることがあります。

出国記録にかかる照会については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、個別に判断しています。

また、夫からの依頼に基づいて、子どもの出国を差し止めることはありません。

## 9.日本人配偶者の在留資格の更新

フィリピンなど離婚を認めていない国で、同国人配偶者との婚姻継続中に来日して、日本人と婚姻し、日本国籍の子どもが生まれ、子どもを実際に養育している場合、重婚状態にあることが明らかになった場合には、日本人配偶者等の在留資格から定住者への変更申請が可能となるのか、日本人配偶者の在留資格が喪失し、退去強制手続の過程で在留特別許可が可能となるのか、あるいはそれ以外の取り扱いになるのか、外国人配偶者の在留資格の取扱いを教えてください。

『今年の回答』 重婚が即日本人との婚姻の有効性否定とはならず、それぞれの事情によって個別に判断することになります。

## II 統計数値に関する質問

件数または人数は、特に指定のない限り2008年(確定値)及び2009年(概数値)を、それぞれお答え下さい。

『』内は、昨年の福岡入管からの回答です。

### 1. 福岡入管の管内での在留特別許可の運用の現状について

① 在留特別許可が認められた件数

『昨年回答』 2006年 206件、2007年 199件、2008年 153件(概数值)

『今年の回答』 2008年 153件 2009年 131件(概数)

② 福岡入管で収容中に60日以内で在留特別許可が認められた件数

『昨年回答』 2006年 2件、2007年 0件、2008年 2件

『今年の回答』 2008年 2件 2009年 3件(概数)

③ 1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決(執行猶予付き判決も含む)を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『昨年回答』 2006年 7件、2007年 8件、2008年 9件

『今年の回答』 2009年 14件

2. 福岡入管内での上陸特別許可の運用の現状について

① 上陸特別許可の件数を明らかにしてください。

『昨年回答』 2006年 81件、2007年 72件、2008年 70件

『今年の回答』 2009年 62件

② 退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者数を明らかにして下さい。(『昨年の回答』入管法第5条該当者で上陸許可された数は何人ですか。

『昨年回答』 2006年 8件、2007年 9件、2008年 8件

『今年の回答』 2009年 12件

3. 福岡入管内上陸拒否者

福岡入管管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何人かを教えて下さい。

『昨年回答』 2006年 358件、2007年 384件、2008年 351件

『今年の回答』 2009年 313件

4. 福岡入管の退去強制処分について

① 福岡入国管理局管内で退去強制された者の総数及び内訳などについてお尋ねします。

『昨年回答』

退去強制者の総数	2006年 946名	2007年 562名	2008年 372名
* 不法残留者	425名	331名	282名
* 不法入国者	164名	95名	31名
* 不法上陸者	10名	10名	5名
* 資格外活動	306名	90名	28名
* 刑罰法例違反者	41名	36名	26名

『今年の回答』

退去強制者の総数(2009年概数值)	300名
* 不法残留者	232名
* 不法入国者	32名
* 不法上陸者	2名
* 資格外活動	10名
* 刑罰法令違反者	24名

② 入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何人ですか。

『昨年回答』 2006年 130名、2007年 95名、2008年 86名

『今年の回答』 2009年 77名

- ③ 退去強制者のうち福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳数

『昨年回答』 2006年 10名(理由・不法入国) 2007年 11名(理由・不法入国)  
2008年 11名(不法入国の疑い)

『今年の回答』 2009年 3名

不法入国 1名 資格外活動 1名 偽装滞在者 1名

## 5. 福岡入管内の収容施設

- ① 福岡入管管理局の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてください。

『昨年回答』 2008年 平均収容期間 5.8日 最長収容期間 52日

『今年の回答』 2009年 平均収容期間 6.6日 最長収容期間 52日

- ② 福岡入管の収容施設内での被収容者の自殺未遂(自傷行為)を引き起した件数は、どのぐらいありましたか。

『昨年回答』 2006年該当者なし 2007年該当者なし 2008年 0件

『今年の回答』 2009年 1名

## 6. 福岡入管の職員体制について

- ① 2009年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の概かな定員数を教えてください。また、2009年度は前年度に比べてどの分野にどのぐらい増員がなされましたか。

『昨年回答』 2008年度 福岡入管職員の総定員 220名、うち福岡本局 58名、その内訳 警備部 31名、在留審査部と審判部門 15名、その他 12名、2008年度の人員は前年度と比べて2名減員

『今年の回答』 定員 244名

\*福岡本局 76名 内訳、警備 39名 在留審査部と審判部門 25名、その他 12名

\*2009年度の人員は前年度と比べて24名増員

- ② 福岡入管職員の一人当たりの月平均残業時間はどれぐらいになっていますか。

『昨年回答』 2008年度 平均 20時間

『今年の回答』 2009年度 平均 20時間

## 7. 研修生及び技能実習生について

- ① 九州内の研修生の総数と各県別の数

『昨年回答』 2007年12月末現在 九州内外国人研修生(九州8県内) 5972名

各県別 \*福岡県 1611名 \*佐賀県 528名 \*長崎県 895名 \*熊本県 1159名

\*大分県 784名 \*宮崎県 452名 \*鹿児島県 356名 \*沖縄県 187名

『今年の回答』 2008年12月末 6169名(研修生・技能実習生の総数)

各県別 \*福岡県 1812名 \*佐賀県 515名 \*長崎県 736名 \*熊本県 1118名

\*大分県 838名 \*宮崎県 551名 \*鹿児島県 493名 \*沖縄県 106名

- ② 九州内の研修生及び技能実習生で2008年度と2009年度に失踪、逃亡した者の数、研修や技能実習中に死亡した者の数、研修途中や技能実習中に帰国した者の数を教えてください。

『昨年回答』 2006年 111名、2007年 157名、2008年 集計中

『今年の回答』 2008年 失踪 154名 死亡 3名 途中帰国 694名、2009年は集計中

## 天草市の縫製企業の中国人女性技能実習生訴訟の報告

中島眞一郎(コムスタカー外国人と共に生きる会)

2010年9月13日、午後1時10分、福岡高等裁判所501法廷で、熊本県天草市の縫製工場で働く中国人女性技能実習生の訴訟で、控訴審判決(7福岡高等裁判所第五民事部 西謙二裁判長)が言い渡されました。控訴人側は代理人弁護士も含めて誰も法廷には出席せず、被控訴人側の代理人弁護士5人と被控訴人の中国人女性3名が出席、傍聴席約80席がほぼ埋まる支援者の参加がありました。

主文は、1、本件控訴をいずれも棄却する。2、控訴費用は控訴人の負担とする。とする被控訴人(原告ら中国人女性技能実習生4名)の勝訴判決でした。

判決文はA4で17枚程度のもので、同判決は、控訴人(プラスアパレル協同組合)側の主張をことごとく退け、「原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし主文のとおり判決する」として、原判決が第一次受け入れ機関である「プラスアパレル協同組合」に作為義務違反を認め、不法行為の成立を認めて慰謝料原告一人当たり100万円と弁護士料10万円の総額440万円の支払を命じ

たことを支持し控訴人の控訴を棄却した。この判決は第一次受け入れ機関の責任を控訴審でも認めた最初の判決と思えます。

熊本県天草市の縫製企業2社で研修・技能実習生として働いていた中国人女性技能実習生4名が原告となって2007年12月に提訴した訴訟は、2010年1月29日に熊本地方裁判所の1審判決が言い渡されました。

1審判決では、JITCOの責任を認めませんでした。第二次受け入れ機関の縫製企業2社に研修時の労働者性を認めて、残業代や賃金の未払い分や慰謝料の支払い、そして、初めて第一次受け入れ機関の協同組合の責任を認め慰謝料の支払いを命じる原告勝訴判決でした。被告のうち第二次受け入れ機関の縫製企業2社は控訴を断念し、第一次受け入れ機関の協同組合のみが控訴し、控訴審は2010年6月の1回目で結審し9月13日の控訴審判決期日が決まりました。

**追記** 2010年9月29日控訴人の協同組合が上告断念したことが明らかになり、第一次受入機関の責任を認め、被控訴人(中国人女性技能実習生4名)に、協同組合から一人当たり110万円の支払いを命じる控訴審判決が確定しました。2007年9月に労働組合に保護されてから約3年間の闘いが勝訴で終わることになりました。

### はじめに

2009年1月13日コムスタカー外国人と共に生きる会で、助けを求めきて熊本県上益城郡御船町の紡績工場で働いていた中国人女性技能実習生中国技能実習生6名を保護しました。そして、同年3月5日に3名が、龍田紡績株式会社(本社 兵庫県)を被告として、寮費の不当利得返還や旅券や銀行通帳の強制管理、最低賃金法違反など不法行為による慰謝料など、一人当たり約172万円の支払いを求めて提訴しました。この訴訟は2010年8月23日に全ての審理を終えました。

### 本件訴訟の特色

本件訴訟は企業単独型受け入れ方式、それ、原告らと全く関係ない中国青島の被告合弁会社の正社員として入管へ偽装書類を提出して受入れられてきた技能実習生による全国唯一の訴訟です。

単独受け入れ型に関与が許されない日本側の仲介会社が介在し、また中国側の派遣会社の関与が許されないにも関わらず、その募集に応じて派遣されていました。その結果、原告ら3名は2009年3月18日の中国への帰国後、派遣会社から執拗な日本での訴訟の取り下げを迫られ、応じないと「弁護士(白道)による中国での契約違反訴訟をおこす」とか、「暴力団(黒道)を使って命は保証しない」など脅迫を受け続けることとなります。

この訴訟は消費者ローン問題に例えると、団体監視型受け入れの他の訴訟が、合法的な消費者ローン会社との争いに対して、非合法の「闇金」との闘いでもありました。帰国後、一時は原

告ら3名は「裁判を取り下げたい」と動揺したこともありましたが、駐福岡中国総領事館の領事の協力を得て、何とか持ちこたえることができました。

本件では、1年目の研修生の残業代(時給350円)の未払い問題は、労基法の2年間の時効の問題もあり請求しておらず、1年目の研修生のときの「労働者性」は争点になりませんでしたし、2年目以降の未払い賃金等の問題は、2009年2月16日被告に労基署が是正勧告を發し、同年2月27日に一人当たり約80万円が3人に支払われて解決しており、賃金未払い問題は争点となっていません。本件訴訟では、寮費(一人当たり1ヶ月3万5000円を11か月分控除された)不当利得返還と、解決まで2ヶ月以上滞在を強いられたことや帰国旅費、そして旅券や通帳の強制管理、最低賃金法など違反する雇用環境で働かされていた不法行為による慰謝料の支払いを請求する訴訟でした。

### 勝利的和解で解決へ

証拠調べ終了後、長谷川浩二裁判長(熊本地裁民事第5部)が「被告に違法な行為があったことは明らかなので、(被告の原告への)解決金の

支払いによる和解で解決したいので、協議に応じられる意思はありますか」との和解の勧めを、被告側が応じると回答したため、結審後の和解



協議が同日行われました、そして9月14日午後4時30分から熊本地裁で2回目の和解協議が開かれました。

原告側は、「①被告が研修—技能実習生制度に関する法令や指針(ガイドライン)に違反したことを認め、原告に謝罪すること。②解決金 一人当たり80万円を支払う、③和解条項に守秘義務条項を設けない」等を提案する方針で臨んでいました。

敗訴判決を受けるか原告の要求を受け入れるかの選択を迫られていた被告は、これまでの一切原告の主張を否定する主張を繰り返してきた姿勢から一転して、「原告の要求した解決金一人当たり80万円を3人とも支払う」という回答してきたため、争点は「被告が原告に法令違反をしたことを認める」条項を入れるかに絞られました。

この日で和解の成立を図りたい裁判官が調整し、「被告が原告に対して、研修生—技能実習生制度に反する運用を行っていたことを認める」

と言う趣旨の文言を入れることを被告が認めたため、原告もこれを受け入れ本日で和解成立となりました。

和解条項「1、被告は、原告らに対し、被告における原告らの取扱いにおいて外国人研修技能実習生度に違反する部分があったことを認める。2、被告は、原告らに対し、本件和解金としてそれぞれ80万の支払い義務があることを認める。(以下、清算条項などのため略)」と明記されました。

本件訴訟は、被告が研修—技能実習生に反した運営を行ってきたことを認め、一人当たり80万円を支払うことで解決となりました。2009年1月にコムスタカが保護してから約1年半の闘いが勝利的和解で終わることになりました。2009年3月の提訴から約1年半かかりましたが、原告ら3名の勝利的和解で解決に至りました。これまで、この訴訟にご支援いただいた方々にお礼を申し上げます。

## 北九州でのフィリピン人協会の結成

岩本光弘(多文化共生センター北九州)

多文化共生センター北九州では、北九州地域に住む外国人の国籍別のコミュニティーを作ることと考えてきました。その第一歩としてすでに韓国人オンマの会を作り、毎月の集まりを始めています。

昨年からフィリピン人の人たちのパスポートの切り替えが問題となり、熊本や福岡に大阪の領事館による臨時パスポートセンターの開設があったことを聞きました。

北九州地区のフィリピン人の組織化が必要であることが分かりましたので、3月から英語ミサに集まるフィリピン人と話し合いを始めました。

私の経験では、フィリピン人の国民性かも知れませんが、グループ化することや、まとめることは非常に難しいように思われていました。かつて北九州の小倉教会で英語ミサのお世話をしていた人たちがフィリピンの人たちの名簿を作ろうとしていましたが、20名程度までしかできませんでした。今回はパスポートの問題などもあり話はかなり早く進みました。なにしろ自分で大阪の領事館に行くと10万円程度の経費が掛かります。パスポートの切り替えはみんなにとって切実な問題でもあったからでしょう。

問題はリーダーです。以前名簿作りや組織化の活動が失敗したのはリーダーの問題でした。ところが今回は早い時期から長く日本に住んでいる男性がリーダーになることを了承しました。彼は10年ほど前に外国人であることから仕事で差別を受け、私たちの支援で弁護士会に訴えたことがありました。この件は完全に解決はしませんでした。このことを切掛けに彼は日本国籍に

なりました。その後は仕事が順調で、現在は電気工事士として新しい博多駅の工事に入っています。

8月初旬にカトリック小倉教会に集まり、「日比フィリピン人協会 in 北九州」を結成することが決まり、月末にもう一度集まった結果、正式にスタートしました。

この会の一番大切な目的は、お互いの助け合いです。今まで、北九州地区にいるフィリピン人たちは友達同士の助け合い程度しか出来ませんでした。これからは困ったことがあればみんなで助け合うことが確認されました。

8月のミーティングの時に、夫からのDVで悩んでいる女性の問題が出されました。このことはみんなが心配しましたが、数人の会員と岩本が福岡入管北九州出張所に出かけ在留資格の変更を含めたビザの申請を行いました。

9月の集まりでは、リーダーは会則を決めていないと活動を進めていくことは出来ないということで、会の規約が読み上げられ確認されました。

この会の集まりには、カトリック小倉教会の山元神父から会議室を提供してもらっていて、何人でも参加できる態勢が出来て助かっています。

これからは具体的な活動が始まります。最初の活動として、10月24日にカトリック小倉教会で開催されるバザーにフィリピン料理を出すことが決まりました。

協会を組織化する切掛けになったパスポートの問題については、これから具体的な話し合いが始まります。この件については、みんなの話し合いが進まないうちに勝手に話を進めてしまう人

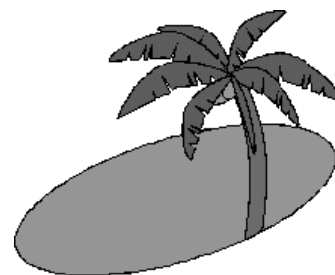
がいて困りました。リーダーと2人だけで進めようと言ったそうで、リーダーから勝手なことをするなと怒鳴られて収まりました。

11月23日に長崎で開かれる「九州地区カトリック外国人セミナー」への参加も決まり参加者の募集をしています。小倉からバスを1台出すように、多文化共生センター北九州が準備しました。

名簿の作成も急がれています。リーダーは「フィリピン人はまとまんから難しい」と嘆いていますが、今年中には形になるでしょう。先に会を作った熊本の人たちとの交流も計画しています。すでに熊本のリーダーには連絡をしていますが日程が決まりません。熊本に行って貴重な経験談

を聞いてくることは無駄にならないことはみんな分かっています。早い時期に行くことになるでしょう。

すでに会員には名札が配布されています。私には「アドバイザー」と記入された名札を渡されました。日本人としては一人だけの会員扱いになっています。長く継続できる協会になるよう、私(岩本)も出過ぎない程度に手助けを続けたいと考えています。



### ①入管法の改定について

今年の7月から入管法が改定されました。外国人の管理体制が強化されるための改定としか言えない内容でした。全国ネットは様々なルートを使ってロビー活動を行いました。政府提案どおり成立してしまいました。

一方、研修生・技能実習生については、一年の研修期間が二ヶ月に短縮されました。この二ヶ月については色々な見方があるようで、出身国で研修が終わっている形にするとか、1か月の研修だけで、残りの一ヶ月は働き出してから途中で研修するという形も取ることもできる様です。ともあれ、早い時期から労働者としての資格が取れることは、賃金や労災事故の補償などで今まで以上に労働者の立場が良くなります。

経営者による一年間の研修生期間の悪用が出来なくなったことは良かったと言えます。

### ②全国フォーラムの開催が決まりました

今年は6月に仙台市でワークショップが開催されましたが、来年は名古屋で全国フォーラムが開催されることになりました。

東海地区では、昨年秋に名古屋市と名古屋市周辺の豊田市・豊橋市など NGO12 団体がネットワークを作りました。様々な活動団体がゆるやかにネットワークを作るのだという話を聞いていましたが、ネットワーク結成後の活動が順調に進んだようで、全国ネット事務局からの要請で、次回の全国フォーラムを引き受けてくれることになりました。

\*名称 「移住労働者と連帯する全国フォーラム東海・2011」

\*期日 2011年6月18日(土)・19日(日)

\*会場 中京大学名古屋キャンパス

内容についてはこれから準備が始まりますが、11月の全国ネット運営会議は会場となる中京大学で開催され、会場の下見を行うことになっています。

### ③財政状況について

全国ネットの運営経費は基本的に会員の会費で賄われています。これだけでは到底足りませんが、カンパや雑誌などの売り上げによる収入も大切になっています。

財政状況は、ここ数年は慢性的な資金難が続いています。そのため会員増と情報誌の売り上げ増が急務となっています。運営委員が会員募集などに努力しているのですが、思ったほど伸びていません。

九州地区でも全国ネットの会員になっていただいている人も多数いますが、九州に居住していて東京に事務局がある全国ネットの会員になるのにはかなりの無理があるのも事実です。しかし、ここまで財政が逼迫してくる中では九州の方達にも会員になって支援していただくしか打開の道はありません。会員ではなくても「情報誌 M-ネット誌」の購読者になっていただけませんか。

## コミュニティ通訳は誰のためのもの？

アジア女性センター

アジア女性センター(AWC)では、外国籍女性を支援する上で必要に迫られて通訳者、翻訳者を登録、研修、派遣するプログラムを数年前に始めた。規模も小さく分野も限られているが、大切な社会資源だと思っている。通訳者の大部分を占める外国籍女性のエンパワメントも視野に入れるという欲張りなプログラムである。通訳は、DV 被害者との面接や、法律相談といった当事者の今後の生き方を左右する場面が多い。多文化共生社会では、意思疎通のため言語を介してのコミュニケーションできるツールが必要となってくる。今秋 AWC は「ちきゅうを知る講座」の 1 コマとして、「コミュニティ通訳の必要性」というテーマで講師を招いて講座を開いた。その内容の紹介と今後のシステム作りのあり方について報告したい。

講師によれば、コミュニティ通訳(C 通訳)とは、コミュニケーションによる障がいなくすための「人的資源」であり、多文化・多言語のグローバル社会の中で安心して生活したいと願う「人間の基本的要求」という。C 通訳は、専門性と緊急性の求められる医療の現場、市役所など公的機関での手続きの場、学校や保育園などの教育の場、交流の場、AWC で求められるような相談・サポートの場など市民が生活する上での多様な場面でのニーズがある。通訳者は有償・無償に関わらず、ボランティア・プロに関わらず以下のような倫理を求められている。

- 1) 内容を正確に訳す
- 2) 通訳内容の守秘を守る
- 3) 通訳相手、その言語や文化を理解し尊重する(対等な関係性)
- 4) 通訳相手それぞれと適切な関係を保つ
- 5) 通訳による誤訳や誤解が発生した場合のリスクに対処する

C 通訳の対価は誰がどうすればいいのだろうか。ボランティアとして社会参加すること自体が喜びであれば無償でもいい場面もあるかもしれない。講師の弁のように「地域通貨、ポイント制の公共サービス」への変換などコミュニティを巻き込んだものがあったとしてもいいかもしれない。受益者負担というのは、当事者の状況によっては難しい場合が多い。

通訳の場や専門性の違いにより対価自体も変わると思う。「コミュニティを含む社会全体が決める可能性がある」と講師は話す。しかし対価も含めてコミュニティのメンバーだけで行うというのでは、行政の役割や責任が見えてこない。よく子育て支援で育児を求めたい親と育児のできる人材をマッチングするシステム作りを行政がバックアップしている。システム自体を行政が運営したり人材育成・研修を行って支援したりしている例もある。

通訳派遣システムも実際神奈川県の実地では行政が全面に立って外国籍市民が利用できるサービスができているとも聞く。福岡県内ではまだ聞いたことがない。多文化共生社会の実現第 1 歩として意義のある事業だと思うのだが。

また、私たちはボランティアの C 通訳を入れて面談することが多い。その際に気をつけることは、事前に通訳に守秘義務や 2 次被害を与えないようになどの倫理を確かめておくこと、なるべくわかりやすく平易な表現をすること、短い文で切りながらはっきり話すことだと思う。通訳の後には、通訳へのフォローアップも心がけている。今は通訳の受益者である外国籍市民は、そのときは当事者であっても、その後問題が解決し日本語が上達したら、後から来た同言語・同文化の人のために通訳するような場面が来るかもしれない。通訳としての支援の連鎖は、多文化共生への確実な原動力となるだろう。

## 福岡市の小学校における多文化の子どもたちの学習保障について

### ～おもにワールドルームの取り組みから～

福岡市小学校教師 早瀬 孝子

1983年(S58)年前後からの中国からの引き揚げ者による帰国・定住の始まりに伴い、いわゆる「帰国子女」の教育をどうしていくのか、が課題となっていました。その後、ニュー・カマーの子どもたちの増加と相まって、1997年(H9)前後から、文部省の「中国等帰国孤児子女研究協力校」事業によって福岡市にも日本語指導教室が続々と配置されたのが、これから紹介する日本語教室＝ワールドルームのスタートです。

現在、福岡市には、10小学校4中学校に設置されています。政権交代後の予算編成の影響かは定かではありませんが、昨年度から2倍以上に設置校が増えました。城浜小・香椎浜小・壱岐東小・香陵小・春吉小・箱崎小・今宿小・筥松小・弥永小・博多小・姪浜中・壱岐中・城香中・春吉中です。

これらの学校のHPを開いていただければ、ワールドルームの取り組みの様子が簡単にですが紹介されています。

私自身は残念ながら、これらの学校に赴任した経験がありません。よって、今回は、知人が担任している、とある小学校(仮にA小とします)の取り組みの様子をご紹介します。

A小では、中国からの帰国児童をはじめ、アジアの7カ国やアメリカなど、計10カ国、40名以上の子どもたちがいます。この子どもたちが1～6年まで、いつもワールドルームにいるわけではもちろんありません。日本の子どもたちが学習・生活しているいわゆる普通学級がおもな生活の場です。そこから週の時間割にあわせて、国語

や算数などを学びにルームに通ってきます。また、福岡市教育委員会から派遣される「日本語指導員」の先生と、マン・ツー・マンで別室にて日本語を学ぶ時間もあります。一人につき、44時間、帰国子女は66時間指導を受けられます。普通学級で特に理解が難しい教科、国語や社会の時間に週2回程度取り出し学習を受けるのが一般的です。これは、ワールドルームのない普通の学校に、外国人の子どもが転入した時も、条件は同じです。A小には、8名の「日本語指導員」が入れ替わり立ち替わり来校しているそうです。逆にいえば、これらの指導教員は、担当している数校の学校に毎日通っているわけで、忙しく大変な仕事だと聞いています。

A小ではワールドルームの担任は2名です。時間割を見せていただくと、ある曜日の1時間目は、2年生の算数、2時間目は5年生の国語、3時間目は、3年生のある子どものテストのやり直し指導などと多彩です。同学年とはいえ、母国語の異なる複数の子どもたちを教えるには、教材準備もふくめて、大変です。

子どもに対しての指導だけでなく、私たち教師には、「来週の時間割を含めた学級だより」のほか、保護者へのさまざまな連絡文書作成、配布が毎日あります。A小では、すべての文書にひらがなでルビが振ってあるそうです。また、入学時の書類を英語で出すほか、遠足や運動会のプログラムを中国語や英語版でも出しているそうです。こういう作業には、日本語に堪能な保護者の協力もあるそうです。

さて、わたしが勤務しているような「日本語教室＝ワールドルーム」のないふつうの学校にも、もちろん、ある日とつぜん、まったく日本語の通じない子どもが転入してくることは、少なからずあります。前述したように、教育委員会に申請して一人につき44時間までの取り出し学習による日本語指導はできます。しかし、あとは、担任の取り組み任せとなります。わたしが、20年前、初めて韓国からの転入生を担当した時は、「この子だけに日本語習得の苦勞をさせられない。」と私自身が、放課後、学校の近くの「韓国語教室」に通ったりしました。しかし、現場が超多忙化の現在、土・日も休日出勤して仕事しているような教師たちに、ひとりの外国人の子どもにそこまで時間や気持ちを傾けるゆとりがあるのか疑問です。

「言葉が通じない。どうしよう。」と不安がる同僚に、「3か月したら、大体日本語がわかるようになるよ。半年したら、博多弁でしゃべり始めるよ。」と励ますしかありません。日本語のシャワーを浴び続ける子ども本人は、このように生活言語の獲得はうらやましいほどの進歩がありますが、中三の受験につながる学習言語には大きな壁があるのが課題です。

また、子どもほど語学の進歩が期待できない保護者、とくに国際結婚で来日した母親との担任としても繋がりや、母国の文化も忘れていく子どもへの対応なども多文化共生の観点からまだまだ福岡市も進んでいるとは言えないでしょう。私もこ

れからも自分なりにこれらの課題を解決できるよう取り組んでいくつもりです。

**最後に、福岡市の教員として、もうひとつ、取り組まねばならない課題があります。「外国籍教員の身分保障」です。**

1989年、在日の知人が、福岡県・県教委を相手取っての裁判で、九州・山口で初めて公立学校の教員として、中学校の現場に立ちました。その後も韓国・朝鮮籍、中国籍、アメリカ籍と、少しずつですが、「在日」を生きる教師が増えてきました。しかし、身分は、私の「教諭」と違って、「常勤講師」のままなのです。具体的な「差別」としては、進路指導に責任を持つ、中3の担任になれなかったり、「主任」の肩書の役職に任命されなかったり、いろいろあります。保護者や担任する子どもたちにとって一番はつきりすることは、4月1日の人事異動発表の新聞で、学校の異動者の一番末尾に「講師」として名前が掲載されることです。教師を20年以上経験していても「私の担任は講師だったのか。」となります。

福岡市教職員組合としても外国籍の教職員の処遇の改善について、教育委員会に要求はしているものの残念ながら、力不足で進展していません。

この件に関してもできたら、九州ネットの読者のみなさんにも、なんらかのアクションを起こしていただければ幸いです。



## 大村入国管理局センターを訪ねて

コース・マルセル(美野島司牧センター)

今年4月から大村入国管理局センターにいる外国人との面会を新たに始め、毎月1回大村まで出かけています。大村では長く収容者と関わって来た、長崎インターナショナル教会の柚之原牧師とカトリック加古町教会の岩崎神父と共に面会をしています。

今まで 10 人以上の外国人との面会をする事ができました。面会した収容者の国籍は、ナイジェリア、ペルー、パキスタン、イラン、ベトナム、ブラジルなどです。彼たちの中には罪を犯した人が多いのですが、罪を犯して東京、名古屋、大阪などの刑務所で刑を償い法務大臣から強制送還命令を受けて大村に送られました。けれども彼らは、それぞれの理由で強制送還を拒否しています。ある人は、偽装結婚の疑いで裁判をしています。ある人は、日本に奥さんと子供が居ますので家族を置いて自分の国に帰れないのです。その他には、自分の国に帰れば命に危険があるので帰ることができない人もいます。そのためにアムネスティーインターナショナルの支援を受ける人もいます。

皆さんは、日本に残るために何度も仮放免の申請を出していますが、そのためには色々な方々の協力が必要なのです。

カトリック長崎教区長が身元保証人になったことは驚きと共に、神様の愛の印が示された大きな喜びでいっぱいになりました。彼らの中には病気を抱えている人もいます。収容所の中で、先行き

の不安を抱え精神的にも苦痛が多いのです。

私たちの役割は彼たちの命を守り、そして心の安らぎを与える事なのです。一人ひとりが、どんな場合でも人としての尊敬を損なわず大切にされ、誰からも見捨てられることのないように、元気で生きる自信を彼らと共に分かち合っています。私たちが彼らにできることは社会とのパイプ役ですが、何も出来なくても話を聞くだけでも大切なのです。

面会の終わりには、それぞれの国の言葉で、それぞれの考え方と宗教でお祈りと黙想を1分位いつもしています。私にとって大切な時間です。幸いに何人かの人が仮放免になり普通の生活に戻ろうとしています。残念ながら大村の中で1年を超える収容期間の人もいますので、私たちの継続的な繋がりや温かな友情が大切だと思います。柚之原牧師は毎週何回も面会を重ねています。私はその熱心さと外国人との深い関わりに心打たれています。私が重い腰を上げ面会を始めたことは、外国人の関わりの新たな機会になりました。感謝しています。また、入管職員の方々の私たちを受け入れる姿勢や優しさに感謝しています。



# 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

## 1. 私たちがめざすもの

### 国籍や民族、文化の違いをのりこえて、互いに認め合い共に生きる社会を築きたい

経済や文化の国際化の進展とともに、「人」の国際化も進んできました。現在日本には約200万人の外国籍の人々が暮らしています。しかし日本で働き生活する外国の人々の、人間としての権利は守られているのでしょうか、残念なことに、法制度の面でも私的な関係上でも、意識の上でも様々な差別や不当な処遇が存在しています。日本国憲法は、「自国の利益のみに専念してはならない」と訴え、「全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言しています。私たちは憲法の理念を基礎に、この日本でそして全世界で、異なる文化や民族性を認め合う「共に生きる社会」を実現したいと思います。

## 2. 私たちの活動

### ゆるやかなネットワークのもと、活動の強化と展開を目指し連携協力体制を築きます

このネットワークは、日本で暮らす移住(外国人)労働者やその家族の人権擁護や自立への支援を目的として九州で活動する団体や個人があつまり、1998年5月に発足しました。このネットワークでは、各団体や個人の主体的活動を尊重しあう緩やかなネットワークのもと、相互の情報交換や具体的なケースでの協力、共通する課題への協働行動を行うこととしています。

## 3. 私たちの訴え

### 多くの人々による身近な相談活動と、私たちのネットワークへの参加と支援・協力を呼びかけます

当ネットワークでは、共に運動を担ってくださる方(団体会員 : 年会費 1万円・個人会員 : 年会費 5千円)と、財政面で運動を支えてくださる方(団体賛助会員 : 年会費 1口 5千円・個人賛助会員:年会費 3千円)を募っています。お近くの会員か事務局にご連絡ください。

## ネットワーク九州・会員 (2010. 11. 1. 現在)

### 団体会員(アイウエオ順)

アジア女性センター(福岡市)

アジアに生きる会・ふくおか(福岡市)

ATLAS(鹿児島市)

移住(外国人)労働者問題を考える医療従事者の会  
(北九州市)

カトリック福岡地区正平協(福岡市)

コムスタカ-外国人と共に生きる会(熊本市)

多文化共生センター北九州(北九州市)

バプテスト社会委員会(福岡市)

美野島司牧センター(福岡市)

(株)インターアジア(小郡市)

外国人研修生権利ネットワーク北九州(北九州市)

### 賛助団体

久留米信愛修道院(久留米市)

外国人と手をつなぐ会(飯塚市)

個人会員 56人(うち賛助会員 31人)